

# 重説データ提供サービス 利用規約

不動産データバンク株式会社（以下、「FDB」という）は、FDB が提供する重説作成サービスならびに重説データ提供サービス（あわせて以下「本サービス」という）の利用に関して、次の通り規約を定めます。

## 第1条（本規約の適用範囲）

本規約は、本サービスをご利用される方（以下、「利用者」という）全てに適用されます。本サービスの利用にあたっては、本規約を承認いただくことが必要です。

## 第2条（本サービスの内容・範囲等）

- 1.本サービスは、利用者自身が行う不動産の売買仲介および利用者自身が売主となる不動産の販売（あわせて以下「不動産売買業務」という）に利用する目的で、FDB が利用者に対して、不動産売買業務の重要事項説明書のためのデータを提供するサービスです。
- 2.本サービスにおいて FDB が利用者提供するデータ（以下「納品データ」という）の範囲・内容は、FDB が独自に定める基準（以下「作成基準」という）に基づきます。
- 3.FDB は、利用者への事前の予告なく、作成基準を変更することができます。

## 第3条（契約の成立）

- 1.利用者が以下の申し込み行為のいずれかを行うことで、本規約の条件を承認のうえ本サービスの利用を依頼したものとみなします。
  - ① 別紙依頼書を FDB へ FAX、メール、又は郵送すること
  - ② FDB ホームページの依頼フォームから送信すること
- 2.利用者が行った前項の申し込みに対して、FDB が受託した旨の連絡を利用者に行うことで、本サービスの利用契約（以下「サービス利用契約」という）が成立したものとします。なお、FDB は、自身の判断により利用者の依頼を受託しないことができます。その場合、受託できない旨を利用者に連絡します。
- 3.サービス利用契約は、不動産1戸毎に個別に成立するものとします。

## 第4条（サービス利用料）

- 1.利用者は FDB に対して、サービス利用料として、別に定める金額を支払うものとします。なお、FDB は利用者に対し、その金額を依頼書又はホームページ等により明示します。
- 2.利用者は FDB に対して、前項の金額を、納品データ受領後 14 日以内に支払うものとします。なお、支払期日が金融機関休業日の場合は前営業日を支払期日とします。
- 3.料金の支払いはサービス利用料に消費税を加えた額を FDB の指定する銀行口座に振り込むことによって行い、振込手数料は利用者の負担とします。

## 第5条（支払遅延）

- 1.利用者が前条に定めるサービス利用料の支払いを遅延する場合、利用者は FDB に対して 1 年を 365 日とする日割で年 14.6%の遅延損害金を支払うものとします。
- 2.利用者が前条に定めるサービス利用料その他 FDB に対して負担する債務の支払いを遅延する場合、FDB は利用者が全ての債務を完済するまで、利用者に対し、成立済みのサービス利用契約を含め、サービス提供を行わないことができます。
- 3.前項の場合、利用者は FDB に対し、当該サービス提供がされないことにつき、サービス利用料の減額、損害賠償その他一切の請求を行うことができないものとします。

## 第6条（納期限）

- 1.FDB は利用者に対して、別に定める納期限までに納品データを送付するものとします。なお、FDB は利用者に対し、その納期限を依頼書又はホームページ等により明示します。
- 2.納期限までに納品データを送付することが困難と判明した場合、FDB は速やかに利用者へ連絡し、連絡時点での納品見込日時を報告します。
- 3.FDB が納期限を 24 時間以上遅れる場合、遅延時間が 24 時間を超える毎にサービス利用料を 20%割引くものとします。ただし、遅延時間の計算は、FDB の休日は除外して行うものとします。また、必要資料の代理取得に関する費用については割引の対象外とします。
- 4.割引の上限額はサービス利用料とし、サービス利用料を超えた割引は無いものとします。また、FDB は、本条の割引の他、納期限を遅れたことにより発生したかなる損害についても補償しないものとします。
- 5.停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、交通公共機関等の障害、各種役所およびマンション管理会社等の営業休止・対応遅れ等、その他 FDB の責に帰すことができない事由により納期限を遅滞した場合は、本条の割引の対象外とするものとします。

## 第7条（禁止事項）

利用者は本サービスの利用にあたり、以下の行為を行ってはならないものとします。

- ① 第三者もしくは FDB の著作権等の権利、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為
- ② 公序良俗に反する行為、犯罪行為、法令に違反する行為
- ③ 本サービスの運営を妨げる行為又は信用を毀損する行為
- ④ 前3号のおそれのある行為
- ⑤ FDB の承認なく本サービスを通じて、もしくは本サービスに関連して営利を目的とした行為、又はその準備を目的とした行為
- ⑥ その他、FDB が不適切と判断する行為

## 第8条（提供情報の権利および二次利用の禁止）

- 1.納品データのうち、FDB が提供したデータの権利は FDB に帰属します。
- 2.利用者は、FDB に帰属するデータを、利用者本人の不動産売買業務に限り使用することができます。
- 3.有償・無償を問わず、利用者が FDB に帰属するデータもしくは当該データを複製・改変したデータを第三者に公開・提供・譲渡した場合、利用者は FDB に対し損害賠償責任（合理的な弁護士費用も含む）を負います。

## 第9条（契約の解除）

利用者が次の一に該当する場合、FDB は利用者に対する催告、その他何らの手続きを要することなく、サービス利用契約を解除できるものとします。

- ① 第4条に定めるサービス利用料の支払を遅延する場合
- ② 本規約又は FDB との間のその他の契約に違反したとき
- ③ 差押え、仮差押え、仮処分、強制執行競売、又は業務停止などの処分を受けたとき、民事再生手続開始、破産手続開始等の申立てがあったとき
- ④ 利用者（法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者を含む）が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動・政治運動標ぼうゴロ、又はこれらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という）に該当、又は反社会的勢力と関係があることが判明したとき
- ⑤ 第7条の禁止事項又は前条に違反したとき

## 第10条（休日）

FDB には、定休日（土・日・祝日）のほか、独自に設定する休日があります。休日は、依頼の受付を含め、FDB は業務を行いません。

## 第11条（免責）

- 1.FDB は、納品データの妥当性、正確性、完全性等について保証することはできません。FDB 又は FDB の従業員の故意又は重大な過失によるものを除き、FDB は、納品データと実際の情報との差異について、一切の責任を負いません。
- 2.FDB は、納品データに含まれる情報が、利用者の特定の目的に適合することを保証することはできません。FDB 又は FDB の従業員の故意又は重大な過失によるものを除き、FDB は、直接・間接的な理由にかかわらず、本サービスを利用したことにより発生した損害について、一切の責任を負いません。

## 第12条（損害賠償）

- 1.利用者が本規約に違反し、FDB に損害が発生した場合、利用者は FDB に対して損害賠償責任（合理的な弁護士費用も含む）を負います。
- 2.FDB 又は FDB の従業員の故意又は重大な過失により利用者へ損害が発生した場合、FDB は利用者に対して損害賠償責任を負います。ただし、直接かつ現実に利用者へ受けた損害に限るものとし、サービス利用契約毎に、そのサービス利用料の2倍の金額を損害賠償の上限とします。

## 第13条（準拠法）

本規約の成立、効力、履行および解釈に関しては、日本法を適用するものとします。

## 第14条（管轄裁判所）

本サービスに関して紛争が生じた場合、訴額に応じて東京簡易裁判所又は東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

## 第15条（規約の改定）

FDB は、本規約を利用者の承諾なしに追加・修正・変更する場合があります。なお、このことにより発生した損害について補償は致しかねます。成立済みのサービス利用契約については、申込時の利用規約が適用されるものとします。

2023年2月24日改定